

道路占用料減免申請書

国立市長 殿

令和 年 月 日

住所（所在）

氏名（名称）

下記のとおり、令和 ～ 年度分の道路占用料の減免を受けたいので申請いたします。

記

道路占用許可年月日	令和 年 月 日
道路占用許可番号	国都道占収第 号
道路占用の目的	
道路占用の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
道路占用の場所	国立市 丁目 番 先
減免申請の理由 (根拠条例)	<p>国立市道路 占用料徴収 条例第3条</p> <p>1. 第1号による 2. 第2号による 3. 第3号による 4. 第4号による 5. 第5号による 6. 第6号による 7. 第7号による 8. 第8号()による</p>

※ 該当する番号を○で囲むこと (裏面参照)

国立市道路占用料徴収条例第3条

- 第1号 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- 第2号 日本鉄道建設公団が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 第3号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項に規定する都市施設
- 第4号 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路
- 第5号 沿道から道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設
- 第6号 ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類
- 第7号 祭典その他恒例により設置する施設
- 第8号 前各号のほか、市長が特に必要であると認めるもの
- (1) 街路灯
 - (2) テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの
 - (3) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
 - (4) バス・タクシー停留所標識
 - (5) バス・タクシー待合所上屋
 - (6) バス路線案内板
 - (7) 電気事業者及び第一種電気通信事業者が設ける支柱、支線、架空の道路横断線
 - (8) 規格化された簡易な看板
 - (9) 東京都流域下水道外周道路
 - (10) 工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局
 - (11) 国立市防災行政無線
 - (12) ベンチ
 - (13) 平成9年4月1日以降、新たに占用許可を受けて地中に設ける電線、管路及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）
 - (14) キャブ内に設置されている電線及び管路
 - (15) 案内板、広報看板
 - (16) 安心安全カメラ
 - (17) 彫像等
 - (18) 道路管理者の設ける施設を無償で添加している電柱及び電話柱
 - (19) 令和3年4月1日以降、新たに占用許可を受けて地中に設ける電線、管路及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器を言う。）
 - (20) 道路法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの